

改正後

(略)
別表(第三条)

名称	訓練科	訓練課程	訓練期間	訓練生定員	入校資格
千葉県立市原高等技術専門学校	非破壊検査科	短期課程	六箇月	一〇人	短期課程については、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者。ただし、事務実務科については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二条第四号に規定する知的障害者に限る。
	塗装科	短期課程	一年	二〇人	
	第二種自動車系自動車整備科	普通課程	二年	一三人	
	電力系電気工事科	普通課程	一年	三〇人	
	ビルメンテナンス科	短期課程	六箇月	一五人	
千葉県立船橋高等技術専門学校	機械系機械技術科	普通課程	二年	二〇人	普通課程については、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
	金属加工科	短期課程	六箇月	一〇人	
	設備施工系冷凍空調設備科	普通課程	一年	二〇人	
	第二種情報処理系システム設計科	普通課程	二年	二〇人	
	機械系NC機械加工科	普通課程	一年	二〇人	

改正前

(略)
別表(第三条)

名称	訓練科	訓練課程	訓練期間	訓練生定員	入校資格
千葉県立市原高等技術専門学校	金属加工系溶接非破壊検査科	普通課程	一年	一〇人	短期課程については、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者。ただし、事務実務科については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二条第四号に規定する知的障害者に限る。
	塗装科	短期課程	一年	二〇人	
	第二種自動車系自動車整備科	普通課程	二年	一三人	
	電力系電気工事科	普通課程	一年	三〇人	
	ビルメンテナンス科	短期課程	六箇月	一五人	
千葉県立船橋高等技術専門学校	機械系機械技術科	普通課程	二年	二〇人	普通課程については、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
	金属加工科	短期課程	六箇月	一〇人	
	設備施工系冷凍空調設備科	普通課程	一年	二〇人	
	第二種情報処理系システム設計科	普通課程	二年	二〇人	
	機械系NC機械加工科	普通課程	一年	二〇人	

等技術専門校	園芸サービ	普通課程	一年	二〇人
	ス系造園科	普通課程	一年	二〇人
	造園科	短期課程	六箇月	一一人
	事務実務科	短期課程	一年	一〇人
千葉県立旭高等技術専門校	機械系NC	普通課程	一年	一五人
	機械加工科	普通課程	一年	一五人
	第二種自動車系自動車整備科	普通課程	二年	二〇人
千葉県立東金高等技術専門学校	デザイン系空間デザイン科	普通課程	二年	二〇人
	建築科	短期課程	一年	三〇人
	左官技術科	短期課程	九箇月	八人
			六箇月	八人

備考 この表に定めるほか、短期課程の訓練科及び訓練生定員については、毎年度知事が千葉県職業能力開発実施計画で定める。

(略)

等技術専門校	園芸サービ	普通課程	一年	二〇人
	ス系造園科	普通課程	一年	二〇人
	造園科	短期課程	六箇月	一一人
	事務実務科	短期課程	一年	一〇人
千葉県立旭高等技術専門校	機械系NC	普通課程	一年	一五人
	機械加工科	普通課程	一年	一五人
	第二種自動車系自動車整備科	普通課程	二年	二〇人
千葉県立東金高等技術専門学校	デザイン系空間デザイン科	普通課程	二年	二〇人
	建築科	短期課程	一年	三〇人
	左官技術科	短期課程	九箇月	八人
			六箇月	八人

備考 この表に定めるほか、短期課程の訓練科及び訓練生定員については、毎年度知事が千葉県職業能力開発実施計画で定める。

(略)